

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当組合の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 40%
- (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別段の定めをする場合があります。